

ニュースレター vol.23

岡山パブリック法律事務所 2015/04/01

後見センター特集号

設立から 10 年間、頑張っています！

先進的な取り組み 10

年前、「いつでも、どこでも、誰でもが利用できる法律事務所」を目指して、誕生した岡山パブリック法律事務所。これまでのクレジット、サラ金被害者救済から、高齢者・障がい者の権利擁護活動に大きくシフトしてきました。少子高齢化の時代のなかで、介護保険法、自立支援法、高齢者虐待防止法、成年後見制度の導入等々を背景として、高齢者・障がい者問題に先進的な取り組みをしてきました。

増え続ける認知症患者

認知症患者は 670 万人、独居の高齢者は 1 割を超えるといわれています。しかし、成年後見人はわずか 17 万人。今後、認知症患者は年間 10 万人ずつ増えると予測されています。当事務所でも、成年後見事件は確実に増えてきました。今後も確実に増えています。

後見センター設立！

これからの中高齢化社会のなかで、迅速に、確実な、質の高い後見サービスの提供が大切です。このためには、これに特化した業務部門の設立が必要となり、昨年、事務所内に「後見センター」が設立されました。後見センター長には水谷賢弁護士（26 期）が就任しました。

7人の社会福祉士が頑張っています！

法律事務所に社会福祉士？当事務所には、ベテランから新人まで 7 名の社会福祉士がいます、成年後見業務は、財産管理と身上監護業務に分かれます。財産管理は弁護士が、身上監護は社会福祉士が、後見事務は事務局が担当します。このチームで一人の被後見人（高齢者・障がい者）を弁護士と社会福祉士、事務局がチームを組んで担当するというシステムを作り上げました。

□当事務所から社会福祉士試験に合格！

当事務所で身上監護補助業務に従事してきた職員の孔錫亭氏（コンソッキヤン氏）が本年 3 月の社福祉試験に合格しました。これまでの経験を活かした活躍が期待されます。

後見専門担当弁護士 2 名の誕生！

事務所には、ベテランから新人まで延べ 13 名の弁護士がいます。このうち、2 年前、西尾史恵弁護士（62 期）が、本年 1 月には江口秀計弁護

ある日の西尾弁護士
スケジュール

...一

- 8:00 自宅出発
- 9:00 特別養護老人ホームで被後見人と面談
- 10:00 地域包括支援センターでケース会議に出席
- 11:30 事務所に出勤
- 13:30 家庭裁判所で調査官と面談
- 14:00 地域アドバイザーミーティングに出席
- 15:00 在宅の被保佐人宅を訪問
- 16:00 精神病院のケースワーカーと後見申立の相談
- 17:00 事務所に帰り、社会福祉士、事務局と打ち合せ
- 18:00 定期報告書の作成
- 19:00 被後見人の家族からの相談
- 20:00 帰宅

つなげる ひろがる支援の輪 想い
をつなぐパブリック

後見センターのス

ト（67 期）がそれぞれ後見専門担当弁護士に就任しました。2 名の後見専門弁護士と 7 人の社会福祉士がいる法律事務所は全国で初めてです。

500人を超える後見業務！

当事務所が抱える後見・保佐・補助業務は岡山県下で500件を超えるました。

遺骨の並ぶ法律事務所？

施設で被後見人の高齢者が亡くなられると、すぐに、事務所に死亡の電話。日曜祭日、正月休みも関係なし。弁護士・社会福祉士の携帯にも電話が入る。死亡したことを連絡できる家族がない。いても、葬儀はお断りといわれる。担当弁護士は死亡届、火葬の許可申請に協力して、葬儀屋を手配し、形だけでも葬儀を執り行う。しかし、遺骨の引き取り手がない。お寺さんに永代供養をお願いしたいが、支払うお金がない。こうして、事務所のロッカーに遺骨が並んでいく・・・

毎月の調整会議

第1回調整会議（H26.1）～第14回調整会議（H27.2）まで、毎月1回、後見業務の点検、困難案件の検討、事件配点などの調整を行っています。

外国人介護技能実習生ビザ！

今国会で入管法が改正され、外国人技能実習生の在留資格が認められる予定です。10年後には30万人の介護職員が不足すると言われています。当事務所では、昨年11月、岡山県中小企業組合中央会の

ミッションに参加してベトナムを訪問してきました。これから始まる外国人技能実習生の法制度の仕組みについての勉強を始めています。

法律相談

Q 叔母の一人息子の長男
が精神障害者で約20年入院中。叔母が面倒見られなくなり、成年後見人を頼まれました。長男には障害厚生年金があり、入院費等の経費は支払えます。長男には父からの遺産の土地建物があります。長男の死後に成年後見人が相続できるのでしょうか？

A 成年後見人だからと
いって相続人になることはありません。相続人は法律で定められた配偶者・子・親などの直系尊属、兄弟姉妹となっています。成年後見人が、療養看護に特別に努めた人などにあたると家裁で認められれば、成年後見人が特別縁故者になることもあるかと思います。

**ウーフェ
イタリアUFEってご存知ですか？**

障がい者や家族は病気で辛い思いをした貴重な経験をお持ちで、その意味では病気の専門家。イタリアでは、こんな位置づけで、当事者や家族が医師や他の専門家と一緒に、地域で暮らせるよう、様々な取り組みを行っています。

当事務所の木島紗千恵弁護士は昨年11月、イタリアUFEの視察に行ってきました。どうしたら精神病院の長期入院から地域に変えることができるのか？パブリックでは、こんな取り組みを始めるためNPO法人岡山UFEの立ち上げの準備を行っています。そして、今年の9月には、イタリアUFEから、イタリアから精神障害の当事者の方や精神科医をお招きして、岡山、徳島、京都、福島、千葉、東京の5都市、7会場で全国連続講演会を企画しています。岡山会場では、9月6日（日）午後、岡山県精神障がい者家族会連合会の記念講演会として企画していただいている

・・・・・・・・・・・

【問い合わせ先】

春日町本部／岡山市北区春日町5番6号 岡山市勤労者福祉センター2階 TEL 086-231-1141 FAX 086-803-3677

岡山大学内支所／岡山市北区津島中3丁目1-1 岡山大学文化科学系総合研究棟1階 TEL 086-898-1123 FAX 086-898-1124

津山支所／津山市京町73-2 丹沢ビル2階 TEL 0863-31-0035 FAX 0868-31-0036

玉野支所／玉野市築港1丁目17-5 サニーセブンビル202号 TEL 0863-33-6113 FAX 0863-33-6115